4月から木造住宅の耐震改修費用の助成が始まります

市では、現在、木造住宅の耐震診断費用の助成事業を行っていますが、4月からは、耐震診断の結果、倒壊の可能性があると診断された住宅に対して、耐震改修費用の助成事業も行います。

昭和56年6月に、地震に対する建物の耐震性能の基準を定めた建築基準法が大幅に改正されました。この改正以前の基準により建てられた建築物は、大地震が発生した際に大きな被害を受ける可能性があり、耐震診断を実施し、結果に応じて対策を取る必要があります。

耐震診断助成と耐震改修助成は合わせて利用できますので、この機会にお住まいの耐震診断及び耐震改修の実施をご検討ください。

助成の対象となる住宅

（①、②両方を満たすもの）

①昭和56年以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅で、延べ床面積の2分の1以上を所有者自らの住居としているもの（賃貸住宅は対象となりません。）

②耐震診断の結果、倒壊の可能性があると診断されたもの

補助対象助成の対象となる住宅を所有している個人

助成額1棟当たり50万円（ただし、耐震改修費用が50万円に満たない場合はかかった費用の額とします。）

※助成を受ける場合は、事前に申請が必要となります。申請前に着手されたものについては助成できませんので、ご注意ください。

その他に条件もありますので、助成をご希望の方は、事前にまちづくり計画課計画担当へご相談ください。

なお、パソコンによる簡易診断は、施設工事課建築担当で無料で行っています（電話予約制）。

問合せまちづくり計画課計画担当（助成）・施設工事課建築担当（パソコンによる無料簡易診断）

■木造住宅耐震診断改修助成の流れ■

- 事前相談（申請者⇒市）助成事業の説明、改修工事内容の確認等
- 1 交付申請（申請者⇒市）耐震診断結果報告書、工事見積書等添付
- 2 交付決定（市⇒申請者）審査により不交付となる場合あり
- 3 施工業者との契約（申請書⇔施工業者）施工業者及び工事監理業者
- 4 工事の実施（施工業者）工事監理及び中間検査の義務付けあり
- 5 費用の支払い（申請者⇒施工業者）
- 6 完了報告（申請者⇒市）工事監理報告書、領収書等添付
- 7 交付額確定通知（市⇒申請書）
- 8 交付請求（申請者⇒市）
- 9 助成金の支払い（市⇒申請者）

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画の公表

国の地方財政対策で、将来の公債費負担を軽減するため、過去に国などの公的機関から高金利（7％以上）で借り入れた地方債を補償金免除で低金利の資金に借換える繰上償還が認められました。

市では、この制度を活用するため、公営企業経営健全化計画を策定し、平成19年12月に財務大臣及び総務大臣の承認を得ました。

計画期間平成19年度から平成23年度の5年間

地方債現在高平成18年度末8，834百万円、平成23年度末（予定）6，642百万円

繰上償還申請額旧資金運用部898百万円、公営企業金融公庫393百万円

補償金免除見込額144百万円

経営課題

【課題①】職員の適正化

【課題②】汚水処理費回収率

【課題③】管渠（かんきょ）の維持管理

【課題④】水洗化の推進

●課題に対する取組み及び目標

【課題①に対する取組み及び目標】職員数は平成13年度末11人、平成18年度末7人で、削減率は36・4％である。また、組織の見直しで平成19年度にさらに1人の削減をし、今後も職員数の削減を図っていく。

【課題②に対する取組み及び目標】平成17年に使用料の改定を行い、汚水処理費回収率は平成18年度85・6％であり、現行の使用料単価を維持していけば、平成22年度には汚水処理費回収率が100％になる。今後、管渠の維持管理費が増加する中、この汚水処理費回収率を維持していくことが課題である。

【課題③に対する取組み及び目標】管渠の経過年数が30年経過し、施設の老朽化等に伴う維持補修を計画的に実施していく。また、総体的に維持管理費の縮減を計っていくなかで、今後、改築・更新について検討していく。

【課題④に対する取組み及び目標】水洗化の普及率は99・7％であるが、未水洗家屋については、個別訪問等により、公共下水道の切り替えを推進していく。

●それぞれの取組みに基づく改善効果額

職員数の削減により199百万円、使用料改定により740百万円、総額939百万円の改善効果額になります。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問合せ施設管理課庶務担当

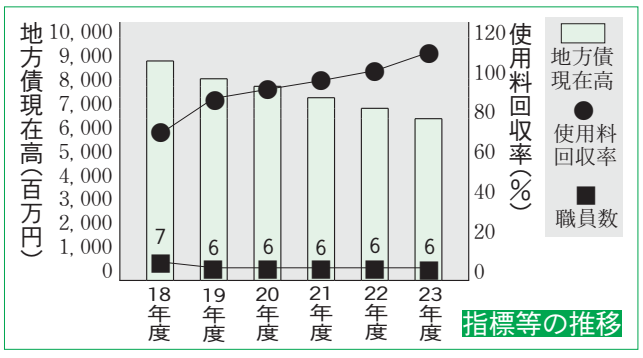

■永田橋架け替え工事のお知らせ

橋完成（第一段階）

福生駅西口からあきる野方面へ向かう途中の多摩川に架かる永田橋の架け替え工事を都西多摩建設事務所で実施中です。現在の橋は昭和36年に竣工され、その後、約50年が経ち老朽化が著しく車道幅員も狭いことから、安全上の改善等を図るため架け替えています。

工事は、第一段階である仮橋設置工事を終え、2月より下流側の仮橋への交通切換えを行いました。

今後は平成23年度の事業完成に向け、旧橋の撤去工事（第二段階）及び新橋本体の下部工事、上部工事（第三段階）、上部仕上げ工事、取付道路工事（第四段階）を進めていきます。

新橋は、橋長244メートル。周辺の水辺環境にマッチしたパイプトラスを主構造とした4径間の「複合トラス橋」を採用しており、幅員構成は全幅16.8メートル、車道部9.0メートル（旧橋6.0メートル）、歩道部両側3.5メートル×2（旧橋2.5メートル×1）となっています。

問合せ西多摩建設事務所工事第二課☎0428・22・2710

ご注意ください！ 水道業務に関する取扱いが変わっています

水道業務の窓口があきる野サービスステーションに変わりました

4月1日から、水道事務所で行っていた水道業務の窓口が東京都水道局あきる野サービスステーションに変わりました。

取扱い業務

■水道料金等に関する事務

■水道の使用開始・中止に関する事務

■給水装置工事の受付・設計審査・図面閲覧等に関する事務

■お客さまからの相談等に関する事務

営業時間平日の午前8時30分～午後5時15分

所在地〒197－0804あきる野市秋川3－2－10

水道業務に関する電話受付けは東京都水道局多摩お客さまセンターへ

■水道の使用開始・中止等の連絡は☎0570・091100または☎548・5100

■水道料金、その他お問い合わせは☎0570・091101または☎548・5110

（ファックスは共通でFAX548・5115）

※今まで使用していた水道事務所の電話番号☎551・0644は、あきる野サービスステーションに自動転送されます。

4月1日からの水道料金の支払いについて

水道料金の支払いは、都内にあるほとんどの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで取扱いができます。また、東京都水道局の各サービスステーションでも支払いができます。

※市役所会計課及び水道事務所では支払いや問合せ・相談は受けられません。

なお、現在ご利用の口座振替は、東京都への業務移管後も継続されます。

●「奥多摩　水と緑のふれあい館」イベントのお知らせ

奥多摩の豊かな自然と、素敵な生演奏を味わうミニコンサートに、ぜひお越しください。

日時4月19日(土)・20日(日)両日とも午前11時30分からと午後1時30分からの2回演奏（両演奏とも40分程度）

場所同館1階ふれあい広場

内容マリンバデュオ精葉樹によるマリンバ演奏

入場料無料

交通JR青梅線奥多摩駅前からバスで「奥多摩湖」「鴨沢西」「丹波」「小菅」「峰谷」「留浦」行きのいずれかに乗車（約20分）「奥多摩湖」バス停下車すぐ。

問合せ「奥多摩　水と緑のふれあい館（西多摩郡奥多摩町原5番地）」☎0428・86・2731